労協法元年
持続可能で活力ある社会の実現を

協同労働推進議連役員のみなさんから 年頭のあいさつ

設立支援、円滑な法施行へ尽力を

協同労働推進議員連盟 共同代表
自由民主党 衆議院議員
田村 憲久

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

さて、我が国は、少子高齢化や過疎化などさまざまな課題を抱えており、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど、幅広い分野で多様なニーズに応える担い手が必要とされています。協同労働は、こうした地域の抱えるさまざまな課題を解決し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するものとして期待されています。

また、近年はライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化しています。協同労働は、自ら出資し、自ら事業の運営に携わり、自ら事業に従事する主体的な働き方であり、仕事と生活の調和を図りつつ、個々人の意欲と能力に応じて主体的に就労することが可能となる新しい働き方です。働きがいのある人間らしい仕事、いわゆる「ディーセントワーク」を目指すという国際的な潮流にも合致します。今後、協同労働に対するニーズは、より一層高まっていくものと認識しております。

こうした中で、日本労働者協同組合連合会をはじめ、長きにわたり協同労働の推進活動に取り組んでこられた関係者の多大なる御尽力により、労働者協同組合の法制化の気運が醸成され、その熱気が国会を動かし、そして令和2年12月にこの法律が全会一致をもって国会で成立しました。

労働者協同組合法は、本年10月1日に施行されることとなっており、本年は、労働者協同組合元年ともいうべき記念する年となります。今後、さらに協同労働に対する認知度が向上し、協同労働という働き方を選択する人が増えるものと考えております。

日本労働者協同組合連合会におかれては、労働者協同組合の設立を考える人たちへの支援をはじめ、労働者協同組合法の円滑な施行に向けた御尽力を期待しております。

労働者協同組合元年が、関係の皆さまにとって、実り多き一年となりますよう祈念いたします。

一歩踏み出し、伴走するつもりで

協同労働推進議員連盟 共同代表
立憲民主党 衆議院議員
篠原 孝

いよいよ念願の労働者協同組合法が施行される、まさに希望の幕開けの年の到来だと感じております。

ここ数十年、日本は競争原理を金科玉条として突き進み、強者はさらに強くなり、弱者は容赦なく切り捨てられてきました。その結果、格差の拡大を招いてしまいました。

私は、社会は市民マラソンのようにあるべきだと思います。もちろん、トップアスリートたちがお互いにタイムを競い合い、輝かしい実績を残すこともあっていいのですが、花形アスリートの成績をただ見て称賛しているのでは、なんとも味気ない大会になってしまいます。たとえタイムが遅くても、ゴールができなくても、互いに励まし合いながら共に走る多くの人たちが参加することも大切だと思います。そして沿道からも惜しみないエールを送る人たちもいてこそ、市民マラソンが多くの人たちに愛され、魅力あるものになるのではないでしょうか。

私たちの生活の中にも、効率やお金や競争では語れない必要な仕事が存在します。私達は、それを「お互いさま」や「助け合い」という協同の精神の下、行ってきました。こうした協同の心で重要な仕事を担い、世の中を魅力あるものにしてきました。労働者協同組合は、こうした動きの受け皿になると期待しています。

昨年設立された超党派議員連盟「協同労働推進議員連盟」(ワーカーズ議連)の役員改選があり、共同代表を再び拝命することとなりました。

活躍できるよう必要な措置講じる

協同労働推進議員連盟 幹事長
自由民主党 衆議院議員
橋本 岳

皆さまには日頃からのご指導ご鞭撻に対し、篤く感謝申し上げます。昨年行われた衆議院総選挙では5度目の当選を果たすことができました。これもひとえに皆さまからの並々ならぬご支援、ご支持をいただくことができたからこその結果です。感謝の気持ちを胸に、さらに全力を尽くす決意です。

さて、昨年11月の第二次岸田内閣発足に伴い、衆議院厚生労働委員長を拝命致しました。本委員会は医療、介護、子育て、年金、そして労働者協同組合法を含む労働問題等、国民生活に密接に関連する重要な課題を抱えております。特に新型コロナ感染症により、本委員会の所管分野全般に大きな影響が及んでおりますが、今後も国民生活を守るための社会保障、社会福祉及び雇用・労働環境の構築に向け、これまでの経験を生かし、一層職務に励む所存です。

本年10月1日には労協法が施行されます。しかし、法律施行はゴールではありません。超党派の協同労働推進議員連盟は田村憲久、篠原孝両共同代表のもと新役員体制で今後も活動を続けてまいります。私も幹事長として日本労協連の皆さまからのお知恵をいただきながら、政令・省令の具体化や労働者協同組合が地域の問題解決に対して十分に活躍できるよう、必要な税制措置を講ずるための法改正等に尽力してまいります。

私も沿道からの応援だけでなく、今年も一歩踏み出し、皆さまに伴走するつもりで頑張っていきたいと思います。共に前進して参りましょう。

法施行はゴールでなくスタート

協同労働推進議員連盟 幹事長代理
立憲民主党 衆議院議員
小山 展弘

労協法が、いよいよ本年10月1日に施行されます。着実に施行できるように、政省令をはじめ、必要な法制度を整えなければなりません。また、必要に応じて公益法人等と同等の税制が受けられるよう、22年の通常国会で労働者協同組合法の一部改正を行う予定です。法律が成立し、施行前に改正を行うことは異例ですが、法律のための法律ではなく、現場の実情に合った法律をつくるべきですので、そのための改正であればやむを得ないと思います。

ところで、法律が施行されれば、この法律を使って協同労働という働き方・生き方を実践していくことが、一層問われます。かつて、産業組合法という協同組合を設立できる法律がありましたが、この法律は戦時体制に組み込まれ有名無実化され、戦後まもなく廃止されてしまいました。

法の成立や施行はゴールではなくスタートです。協同労働が広がり、さまざまな地域の課題や悩みを事業として展開することで解決し、一人でも多くの方が自分の居場所を見つけ、いきいきと働くことで、生きがいをもって生きていくことができるように、また、そのような社会をつくっていくという高い理想も持って、私も一人の組合員として尽力したいと思います。

市民社会に意義ある法律

厚生労働大臣
協同労働推進議員連盟 顧問
自由民主党 衆議院議員
後藤 茂之

令和4年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年10月より厚生労働大臣を拝命し、目下のところ新型コロナウイルス対策、全世代型社会保障制度改革、働き方改革、雇用政策等、山積する課題に全力で取り組んでおります。

いよいよ労働者協同組合法施行の年を迎えました。私自身法案作成に深く関わり、法案提出者となって超党派の賛同を得て成立した議員立法である労働者協同組合法は、公益法人法、NPO法と並び、今後のわが国の市民社会にとって極めて重大な意義を有するものです。

「官」でも「民」でもない、地域における公益的機能を担う活動、すなわち「公」の領域で自主的参加に基づく継続的事業を推進していくことは、共に支え合う地域共生社会を形成していくために不可欠なものです。

この法案により、介護・福祉、子育て、農産物加工直売等、地域における多様な活動、事業を推進し、持続可能な活力ある地域社会を実現するため、営利性のある企業組合とも、出資のないNPO法人とも異なる利便性の高い出資と労働が一体となった非営利の新たな類型の法人を簡単に設立できるようになったことは、非常に意義深いことであります。

本年もこれまでと同様、協同労働がしっかりとした根を張って発展してまいりますよう、皆さまと連携をとりながら、主管である厚生労働大臣として、また超党派の「協同労働推進議員連盟」の顧問として、しっかりと取り組んでまいりますことをお誓い申し上げます。